

議案第109号

三田市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

三田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 むし あき きよ こ
 虫 明 清 子

住 所 兵庫県三田市狭間が丘五丁目

平成26年12月19日提出

三田市長 竹 内 英 昭

（提案理由）

平成26年12月24日付をもって、三田市教育委員会委員 虫明 清子氏の任期が満了するので、後任委員を任命する必要があるため。

（参考）

三田市教育委員会委員一覧表

氏 名	任 命 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
川中 宣明	平成26年 4月 1日	平成30年 3月31日
中田 勝夫	平成23年12月22日	平成27年12月21日
中島 翠	平成24年12月22日	平成28年12月21日
大澤 洋一	平成25年 4月 1日	平成29年 3月31日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、

教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。